

ライフカード加盟店規約

第1条(総則)

1. 本規約は、加盟店（第2条に定めるものをいう）が、日本国内の店舗・施設において、クレジットカードを利用した信用販売を取り扱う場合の、ライフカード株式会社(以下「当社」という)と加盟店との間の契約関係(以下「本契約」という)につき定めるものです。
2. 本契約は、当社が加盟申込を承諾した日に成立するものとします。
3. 加盟店および当社は「割賦販売法」、「特定商取引に関する法律」、「消費者契約法」、「個人情報の保護に関する法律」、「不当景品類及び不当表示防止法」その他関係する法令を遵守するとともに、消費者信用の健全なる発展を図るため相互に協力してこれにあたるものとします。

第2条(定義)

本規約において、以下に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによるものとします。

- (1)「加盟店」とは、本規約を承認のうえ、当社に加盟を申込み、当社が加盟を認めた法人、個人または団体およびその代表者を言います。
- (2)「カード」とは、下記①から④に記載したクレジットカード等（プリペイドカードその他支払手段として用いることのできる証票または番号、記号その他の符号）のうち、当社が指定するものをいいます。
 - ①加盟店と会員の間の取引の決済機能を有する当社が発行するクレジットカード等。
 - ②当社と提携関係にある日本国内の会社が発行するクレジットカード等。
 - ③Visa International Service Association（以下「VISA」という）に加盟している会社が発行するクレジットカード等。
 - ④Mastercard International Incorporated（以下「マスターカード」という）に加盟している会社が発行するクレジットカード等。
- (3)「会員」とは、カードを正当に所持する者をいいます。
- (4)「国際ブランド」とは、当社が加盟する組織（VISA、マスターカード）をいいます。
- (5)「国際ブランドが定める規則等」とは、名称の如何を問わず、国際ブランドが制定する準則一般、指示、命令および要請（国際ブランドの指示に基づき当社が加盟店に対して行う指示等も含むものとする）をいいます。
- (6)「商品等」とは、加盟店が会員に販売する商品もしくは権利または提供する役務をいいます。

- (7) 「海外取引」とは、日本国以外の国のカード会社が発行するクレジットカードでの取引および日本国外へ商品等を発送することをいいます。
- (8) 「信用販売」とは、加盟店が会員に対して商品等の販売または提供(以下「商品等の販売」という)を行う場合に、本規約および当社所定の手続に基づき、加盟店が会員から当該商品等の代金もしくは対価、税金、送料その他当社が認めるもの(以下「商品等代金」という)を直接受領することなく、会員に対して商品等の引渡しまたは提供を行い、当社が加盟店に対して当該商品等代金に相当する額(以下「信用販売代金」という)を加盟店に支払うことを内容とする販売をいいます。
- (9) 「信用照会端末機」とは、CAT(クレジット・オーソリゼーション・ターミナル)、CCT(クレジット・センター・ターミナル)、POS(ポイント・オブ・セール)システム等、カードの有効性を照会するためのカード信用照会端末機をいいます。
- (10) 「セキュリティガイドライン」とは、クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード・セキュリティガイドライン」(名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策またはクレジットカード不正利用防止のために、加盟店が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該セキュリティガイドラインに相当するものを含む)であって、その時々における最新のものをいいます。
- (11) 「クレジットカード番号等」とは、割賦販売法(昭和36年法律第159号)第35条の16第1項に定める「クレジットカード番号等」(クレジットカード番号、クレジットカードの有効期限、暗証番号またはセキュリティコード)をいいます。

第3条(カード取扱店舗の届出および加盟店標識の掲示)

- 1. 加盟店は、あらかじめ所定の方法で、信用販売を行う店舗、施設(以下「カード取扱店舗」という)を当社に届出し、当社の承認を得るものとします。
- 2. 加盟店は、カード取扱店舗内外の公衆の見やすい場所に当社の指定する加盟店標識を掲示するものとします。
- 3. 加盟店は、加盟店標識をカードでの支払いを受け付ける旨のプロモーション以外の目的に使用し、また、これを第三者へ使用させてはならないものとします。
- 4. 加盟店は、本契約が終了した場合、直ちに、カード取扱店舗に掲げた加盟店標識を取り外し、当社に返却するものとします。

第4条(信用照会端末機等)

- 1. 加盟店は、当社から信用照会端末機の貸与を受けることができますものとします。
- 2. 加盟店は、売上票(以下「売上データ」を含め、単に「売上票」という)、売上請求合計票等の信用販売関係書類、信用照会端末機等の用度品を信用販売以外の目的に使用し、また、これらを第三者へ使用させてはならないものとします。

3. 加盟店は、本契約が終了した場合、直ちに、当社から貸与された信用照会端末機等を返却するものとします。

第5条(取扱商品)

1. 加盟店は以下の商品等を本契約において取扱うことはできないものとします。
 - (1) 公序良俗に反するものまたはそのおそれのあるもの。
 - (2) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他関連法律・法令の定め違反するものまたはそのおそれのあるもの。
 - (3) 第三者の著作権・肖像権・商標権・その他知的財産権その他の権利を侵害するものまたはそのおそれのあるもの。
 - (4) 国際ブランドが定める規則等により取扱いが禁止されるもの。
 - (5) その他、当社が不相当と判断したもの。
2. 加盟店は、当社へ事前に取扱商品等を届けるものとし、当社への届出がない商品等の信用販売を行うことはできないものとします。また、取扱商品等の追加・変更が発生した場合にも速やかに当社へ届出るものとします。
3. 加盟店は、前項に定める取扱商品等の届出に際し、割賦販売法、特定商取引法その他法令、条例を遵守していることを明示するものとします。
4. 本条第2項に基づく取扱商品の届出後、当社がその取扱いを不適切と判断した商品等は、その販売を即座に中止するものとします。
5. 加盟店は、旅行商品・酒類等などの販売にあたり許認可を得るべき商品等を取扱う場合は、あらかじめ当社にこれを証明する関連証書類を提出し、当社の承認を事前に得るものとします。また、加盟店が前記の許認可を喪失した場合は、直ちにその旨を当社に通知し、当該商品等の信用販売を取扱わないものとします。
6. 加盟店は、当社が承認した場合以外は、商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数券・有価証券等および当社が別途指定した商品等について信用販売を行わないものとします。

第6条(国際ブランドハイリスク商品)

加盟店は、国際ブランドが取扱いに関し特に注意を要すると指定する商品の販売を行う場合は、国際ブランドが定めた以下の事項等に準拠、遵守するものとし、その取扱いについて事前に当社の承認を得るものとします。

1. アダルトコンテンツ
 - (1) 以下に記載するものまたはその内容を想起させるものを含む写真、ビデオ画像、コンピューター生成画像、漫画、シミュレーション、その他のメディア等の販売および有料配信(以下「販売等」という)を行わないこと。
 - ① 児童性的虐待コンテンツ(CSAM)。

- ②近親相姦。
 - ③猥姦。
 - ④強姦（またはその他の同意のない性的行為）。
 - ⑤同意のない人または体の一部の切断。
- (2) ウェブサイトの内容を宣伝する際に、その内容に児童性的虐待コンテンツや同意のない性的行為を含む印象を与えるような検索用語を使用しないこと。
- (3) アダルトコンテンツへの出演をし、またはしようとする者（以下「出演者」という）が、法定年齢に達していることおよびアダルトコンテンツへの出演（以下、単に「出演」という）にあたって法令で定められている要件を満たした同意の記録を書面または電磁的記録により取得すること。
- (4) 加盟店が自らアダルトコンテンツを制作せず、その他の企業もしくは個人が制作したコンテンツを仕入れ等して販売する場合は、仕入れ元である企業もしくは個人がコンテンツ制作にあたって法令で定められた要件（年齢確認、同意取得等）を全て満たしていることを確認し、それを保証すること。
- (5) 加盟店がアダルトコンテンツの制作および配信等を第三者（以下「コンテンツプロバイダー」という）に許可する場合は、コンテンツプロバイダーが映像送信型性風俗特殊営業の許認可を得ていることを確認するとともに、コンテンツプロバイダーと以下の要件を満たした書面または電磁的記録による契約を締結していること。
- ①関連法令および国際ブランドが定める規則等に違反する行為を禁止すること。
 - ②コンテンツプロバイダーが全ての出演者が法定年齢に達していることを書面または電磁的記録により取得すること。
 - ③コンテンツプロバイダーに全ての出演者からアダルトコンテンツに出演することへの同意およびコンテンツの公衆配信（コンテンツを加盟店のウェブサイトアップロードすることを含む）に対する同意、コンテンツのダウンロード機能が提供されている場合、そのコンテンツを加盟店のサービス等の利用者（以下、単に「サービス利用者」という）がダウンロードすることへの同意についての記録と証拠を保持することを義務付けること。
 - ④当社が要求した場合は、年齢確認の記録および同意取得の記録に関する書類を遅滞なく提出することに同意すること。
- (6) 出演者が出演に関して不服の申立てができる環境を提供し、解決を図ること。
- (7) 仕入れ等による販売またはコンテンツプロバイダーが制作したコンテンツの出演者が出演に関する同意に不服申し立てをした場合、加盟店の責任において仕入れ元である企業もしくは個人またはコンテンツプロバイダー等への調査等を行い、解決を図ること。

- (8) 出演に関し同意が確認できない場合、または出演者の同意が関連法令の下で無効であることを証明できる場合、直ちにコンテンツを削除すること。
- (9) 同意が無効であることに異議がある場合、加盟店の費用負担で、裁判所等、中立な立場で解決を図れる機関を介して当該同意の不一致の解決を図ること。
- (10) アダルトコンテンツの販売等にあって、事前にすべてのコンテンツの内容等を確認し、関連する法令並びに国際ブランドが定める規則等を準拠していないコンテンツの排除を行う管理体制が整っていること。
- (11) コンテンツのライブ配信等を行う場合（コンテンツプロバイダーによる配信を含む）は、常にコンテンツの監視を行い、関連法令や国際ブランドが定める規則等に準拠していないコンテンツを検知した場合は直ちに削除できる体制が整っていること。
- (12) 当社から違反取引懸念の通知を受領した場合は、通知から7営業日以内に確認し、解決する体制が整っていること。
- (13) 当社または加盟店が違法取引と判断した場合は直ちにそのコンテンツを削除し、当社に報告する体制が整っていること。
- (14) 提供するウェブサイトの使用が人身売買、性売買、または虐待を促進・助長する方法で行われることを禁止する効果的なポリシーを保持すること。
- (15) ウェブサイトのコンテンツへのアクセスを提供する前に、サービス利用者が関連法令で定める年齢に達しているかの確認を行うこと。
- (16) 提供するウェブサイトへのアクセスするにあたって事前に会員登録等のアカウント認証を求める場合は、あらかじめアカウント認証情報を当社に提供することに同意すること。
- (17) 関連法令または国際ブランドが定める規則等に違反する可能性があるとして判断された全てのコンテンツのリストと、加盟店が行った関連措置、および加盟店が受けた全ての苦情および削除要求の詳細を含む月次レポートを当社に提供することに同意すること。

2. 出会い系サービスおよびエスコートサービス

- (1) 「出会い系サイト規制法」、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」等の関連法令において許認可を得ていること。
- (2) 許認可を得ているサービス範囲および司法管轄区内においてのみサービスの提供を行うこと。
- (3) 人身売買または性売買から保護することを目的とし、人身売買や売春行為の未然防止や人身売買や売春行為の監視、その事実を確認した場合に、警察当局等に通報等する体制が整っていること。
- (4) 未成年の参加や同意のない参加を防ぐための管理体制が整っていること。

3. ギャンブル（非対面取引）

- (1) 加盟店の取扱商品等が日本国における関連法令等において認められたギャンブル活動であり、公営競技（競輪、競馬、競艇、オートレース）、スポーツ振興くじおよび当せん金付証票に限るものとする。
- (2) 加盟店の提供するサービスが関連法令において許認可を得ていること。
- (3) サービス利用の範囲を日本国内居住者に限定していること。
- (4) ウェブサイトのコンテンツへのアクセスを提供する前に、サービス利用者が関連法令で定める年齢に達しているか、本人確認資料を用いて確認すること。
- (5) 提供するウェブサイトへのアクセスするにあたって事前に会員登録等のアカウント認証を求める場合は、あらかじめアカウント認証情報を当社に提供することに同意すること。

4. 薬局（非対面取引）

- (1) 薬局の開設許可等、関連法令等に定める資格等を得ていること。
- (2) 処方薬または規制薬物を調剤する場合は、関連法令で定める許認可および資格を有していること。
- (3) 処方箋薬を含む医薬品の海外取引を行う場合は、相手国において当該医薬品（成分含む）の購入または輸入が許可されていることを証明する資料を当社に提出すること。

5. 暗号資産

- (1) 売り手および消費者の法域で必要とされる有効なライセンス、登録、またはその他の適切な権限を有しており、関連法令および国際ブランドが定める規則等に準拠、遵守すること。
- (2) 適切な「顧客確認」および「取引確認」に基づくマネーロンダリング防止および制裁措置のスクリーニングを実施していること
- (3) サービス利用者が提供するウェブサイトのコンテンツへのアクセスを提供する前に、年齢確認および所在地確認を行うこと。
- (4) ライセンスを取得していない、または法的に営業が認められていない法域にいる消費者が取引を行えないようにするための適切な管理措置を講じること。

6. アウトバウンドテレマーケティング（電話勧誘販売）

- (1) 「特定商取引に関する法律」の要件を理解し、その内容を遵守すること。
- (2) 利用者の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況並びに利用者の利益の保護に欠ける行為を防止するために必要な体制および苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制が整っていること。

7. サブスクリプション「ネガティブオプション」

- (1) 加入時に、会員に対して、継続的な支払いのためのサブスクリプションサービスに加入することに明示的に同意するよう求めること。

(2) 加入時に、会員に対してサブスクリプションサービスの利用規約の電子コピーを送信すること。

なお、たとえその時点で料金が発生していなくても、以下を含める必要があります。

- ①会員がサブスクリプションに同意したことの確認。
- ②商品・サービスの詳細。
- ③継続的な取引金額および請求の頻度、日付。
- ④会員がその後の取引をオンラインで簡単にキャンセルできるリンクやその他の簡単な手段。

また、加盟店は、以下に該当する場合は、少なくとも繰り返し取引を開始する7日前に、会員に対して電子的なリマインダー通知（例：メールまたはSMS、テキストメッセージ）およびオンラインキャンセルのリンクを送信しなければなりません。

- ①トライアル期間、導入オファー、またはプロモーション期間が終了した場合。
- ②定期契約の内容が変更された場合（例：価格や請求期間が変更された場合）。

(3) 取引明細書に以下の事項を明示すること。

- ①無料体験期間、初回特典、またはプロモーション期間の長さおよび会員がその後の取引をキャンセルしない限り料金が発生することの明確な説明。
- ②初回取引の金額および日付（料金が発生していなくても）と、継続的な取引の金額および日付。
- ③会員がSMSやテキストメッセージを通じてオンラインで簡単にキャンセルできるリンクやその他の簡単な手段。

(4) 上記に記載した事項について、当社がその証拠の提出を要求した場合は、それに応じること。

8. たばこ製品（たばこ、電子たばこ、ペーピングデバイス、喫煙者用品など）販売

(1) たばこを販売する場合は、「たばこ事業法」に定めるたばこ小売販売業の許可を得ていること。

(2) 非対面取引で、海外取引を行う場合は、購入者および販売者双方の国において、たばこ製品の購入または輸入が許可されていることを証明する資料を当社に提出すること。

(3) 購入者がたばこ製品を購入する都度、本人確認資料を用いた年齢確認を行うこと。

第7条(信用販売の方法)

1. 加盟店は、会員からカード提示による信用販売を求められた場合には、本契約に従い、正当かつ適法な商行為に則り、会員に対して信用販売を行うものとし、次の要領および割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、全ての信用販売について、信用照会端末機を使用して、当社からの信用販売の承認を得る

ものとし、その際、セキュリティガイドラインに掲げられた措置を講じて、当該信用販売が偽造カードの利用その他のカード番号等の不正利用(以下「不正利用」という)に該当しないことを確認して、信用販売を行うものとし、

- (1) カードの真偽、有効期限および無効カード通知の有無を照合し、そのカードが有効であることを確認するものとし、
- (2) カードが有効である場合には、当社所定の売上票に加盟店番号、加盟店名、売場名、担当者名、カード記載の会員番号、会員氏名、有効期限、会員の指定する支払方法(分割払いの場合は分割回数を含む)・売上日付・商品等代金の額、品名、型式、数量等を記入するものとし、
- (3) 加盟店は、原則として、その場で会員本人による暗証番号の入力を求め、当該暗証番号が正しく入力されたことを確認するものとし、ただし、会員が提示したカードが IC チップ非搭載のカードであった場合、会員に売上票への署名を求め、カード署名欄に記載された署名と当該売上票の署名が同一であることを確認するものとし、

なお、加盟店は、会員に対し、売上票に署名以外の事項を求めてはならないものとし、

- (4) カード券面の会員番号・会員氏名と売上票の会員番号・会員氏名が同一であること、また、顔写真入りカードの場合には、カード提示者が当該顔写真と同一人物であることを確認するものとし、
 - (5) 売上票の控え(会員用控え)のほか、割賦販売法に定める事項等を記載した書面を当該会員に交付するものとし、
2. 信用照会端末機の故障、電話回線障害等やむを得ない事由で信用照会端末機が使用できない場合、加盟店は、信用販売に係る商品等代金の額の多寡にかかわらず、全ての信用販売につき、その都度事前に当社に電話連絡をして信用販売の承認を求め、当社の承認を得たときは、売上票の承認番号欄に当社から通知を受けた承認番号を記載して信用販売を行うものとし、

第8条(信用販売の支払方法)

1. 加盟店が取扱うことのできる信用販売に係る会員の支払方法は、1回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、ボーナス一括払いおよびリボルビング払いのうち、当社が承認した範囲に限り取扱いができるものとし、
2. 前項の規定にもかかわらず、会員と会員が提示したカードの発行会社(以下「カード発行会社」という)との契約に基づき、一部の支払方法の取扱いができない場合があります。

第9条(信用販売限度額)

- (1) 正当な理由がない限り、会員の目の届かない場所で売上票作成等の信用販売に係る手続を行うこと。また、会員からカードを回収しまたは預かること。
 - (2) 汚損、破損等し、売上票の記載事項の全部または一部の読取が不能な売上票(不鮮明な場合を含む)を取扱うこと。
 - (3) 当社が加盟店に交付した売上票または当社が事前に承認した売上票以外の売上票を使用すること。また、当社から交付を受けた売上票を譲り渡す等の行為。
 - (4) 過去の売掛金等およびこれらを含めた金額を商品等代金として売上票に記載すること。また、売上票の金額訂正、売上日と異なる日付記載等の行為。
 - (5) 通常1枚の売上票で処理すべき信用販売において、商品等代金を分割して複数の売上票で処理すること。
 - (6) 第三者から譲り受けた債権を当社に立替請求すること。
 - (7) 当社の承認のないカード取扱店舗での信用販売を取扱うこと。
 - (8) 利用申出のあるカードにつき、名義や性別が利用者と整合しない場合、同一人物が名義の異なる複数枚のカードの利用を申し出る場合、あるいは異常に大量または高価な購入申込みの場合、換金を目的としたカード利用の疑いがある場合等、カードの利用に不審がある場合において、当社に連絡なく、信用販売を取扱うこと。
 - (9) 違法なもしくは公序良俗に反する商品等の信用販売、違法もしくは不適切な方法による商品等の信用販売およびその他のこれらに類する不正、不健全な信用販売を行うこと。
 - (10) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に抵触する行為。
 - (11) キャッシング取引の取扱い。
 - (12) 加盟店(代表者およびその関係者を含む)が保有するカード等を使用して当該加盟店契約にかかる信用販売を行うこと。
 - (13) カードショッピング枠の現金化を目的とした商品の販売。
 - (14) 暗証番号、セキュリティコード(CVV2・CVC2・CVN2)、その他当社が保管・保持を禁止する情報を保管・保持すること。
 - (15) その他本規約に違反すること。
2. 加盟店は前項各号の行為が行われないよう、加盟店の従業員あるいは役員の教育・指導その他の前項の行為が行われない為に必要な体制整備を行うものとします。

第13条(カードの不正利用など)

1. 加盟店は、信用販売の申込者が会員本人以外であると疑われる場合、カード使用状況から明らかに不審と思われる場合、当社から無効を通知されたカードの利用申出があった場合は信用販売を行わないものとし、直ちにその事実を当社へ連絡するものとします。

2. 加盟店は、その行った信用販売につき、第7条に違反しまたは不正利用がなされた場合には、必要に応じて、遅滞なくその是正および再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正および再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施するものとします。
3. 加盟店は、前項の信用販売につき、第7条に違反しまたは不正利用がなされた場合には、直ちにその旨を当社に対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果並びに是正および再発防止のための計画の内容並びにその策定および実施のスケジュールを報告するものとします。

第14条(不正利用被害の負担)

1. 加盟店が、提示されたカードがICカードまたはICカードの磁気データが不正に複製された磁気カードであるにもかかわらず第7条によることなく信用販売を行った場合において、当該信用販売で提示されたカードに係る会員が当該会員による利用ではない旨を申し出たときは、当社は、加盟店に対し、当該信用販売に係る立替金の支払を拒みまたは支払済みの当該会員の返還を請求することができるものとします。
2. 当社が加盟店に対して別途書面またはこれに代わる電磁的方法により通知するまでの間は、加盟店が、クレジットカードの提示者とクレジットカードの名義人との同一性の確認について、セキュリティガイドラインに定められた措置を講じることなく信用販売を行ったときであっても、前項の適用との関係では、これをもって直ちに「第7条によることなく信用販売を行った場合」とはみなさないものとします。
3. 本条第1項の規定は、当社の加盟店に対する損害賠償請求またはその範囲を制限するものと解してはならないものとします。

第15条(加盟店手数料)

加盟店は、当社に対して信用販売に係わる加盟店手数料を支払うものとします。加盟店手数料は、信用販売代金に対して当社所定の料率を乗じた額とします。

第16条(立替払い)

1. 当社の加盟店に対する商品等代金の立替払いは、当社が加盟店より提出を受けた所定の売上票を当社所定の締切日(当社到着日を基準とする)に締め切り、当社所定の支払日に商品等代金合計金額から前条の加盟店手数料および振込手数料を差し引いた金額を加盟店指定の金融機関口座に振り込む方法により支払うものとします。
2. 当社からの支払日が金融機関休業日の場合は、翌営業日を支払日とします。
3. 本契約以外の加盟店・当社間の取引から生じている加盟店の当社に対する支払債務があるときは、当社は、会員に代わって加盟店に立替払いすべき代金債務を加盟店に何ら通知することなく精算できるものとします。この場合、当該精算の対象とな

った会員の加盟店へ立替払いすべき代金債務は、上記精算をもって会員に代わって加盟店に立替払いしたものとします。

第 17 条 (商品の契約不適合等)

1. 加盟店が売上票(その他法令上のクーリング・オフ期間が起算する加盟店が交付を要する書面)を会員に交付した日から、法令上のクーリング・オフ期間内に、会員より書面による契約解除または申込みの撤回の通知(クーリング・オフの通知)があった場合には、加盟店は会員に違約金等の請求を行うことなくこれに応じるものとし、直ちにその旨当社に通知するものとします。
2. 加盟店は、信用販売した商品等につき、その全部または一部の引渡し・提供がないとき、信用販売した商品等につき契約不適合があったとき、または故障等が生じたとき、会員から自己のカード利用によるものではない旨の申出があったとき、信用販売の勧誘方法、広告方法、販売方法、商品等の引渡し、提供方法、商品等のアフターサービス上、その他の事由により会員から苦情、要請、相談等があった場合、またはこれらにより会員との間で紛議等が生じた場合、加盟店の責任において、対処、解決にあたるものとします。
3. 前項により、会員または国際ブランドに加盟するカード会社等が当社に対する支払請求を拒んだ場合もしくは会員または国際ブランドに加盟するカード会社等の当社に対する支払いが滞った場合は、当該代金の加盟店に対する支払いは以下のとおりとします。
 - (1) 当該代金が支払前の場合、当社は当該代金の支払いを留保するものとします。
 - (2) 当該代金が支払済の場合、加盟店は当社から請求あり次第直ちに当該代金相当額を返還するものとします。
 - (3) 当社が加盟店に通知した日から 2 か月以内に紛議が解消した場合、当社は加盟店に当該代金を支払うものとします。
4. 加盟店は、本条第 2 項の紛議等の解決にあたり、当社の事前の承諾なく、当該会員に対して商品等代金を直接返還しないものとします。これに反したことにより生じる一切の責任は加盟店の責任とします。

第 18 条 (商品の所有権移転)

1. 加盟店が会員に対し信用販売した商品の所有権は、第 16 条により加盟店に支払いがあったときに、加盟店より当社に移転するものとします。ただし、当社から信用販売代金が支払われた後に、第 11 条第 3 項、第 19 条、第 21 条に基づき加盟店が信用販売代金を当社に返還したときは、当該商品の所有権は、当該信用販売代金が返還されたときに、加盟店に復帰するものとします。

2. 加盟店が、偽造もしくは変造されたカードの使用、紛失カードもしくは盗難カードの使用その他第三者によるカードの使用により、会員本人以外の者に対して誤って信用販売を行った場合であっても、当社が加盟店に対し信用販売代金を支払った場合には、当該商品の所有権は、当該信用販売代金を支払ったときに、加盟店から当社に移転するものとし、この場合にも第1項のただし書の規約を準用するものとし
ます。
3. 信用販売した商品の所有権が加盟店に属する場合であっても、当社が必要と認めるときは、当社は加盟店に通知することなく、加盟店に代わって商品を回収することができるものとし
ます。

第19条(キャンセル処理)

1. 当社が加盟店に支払うべき代金債務を履行した後、会員から信用販売の取消、もしくは解約、商品等の返品、変更等の申出があり、加盟店がこれを受け入れる場合には、加盟店は当該信用販売に係る支払済代金の全額を当社へ支払うものとし
ます。
2. 前項による支払済代金を当社に支払う際には、売上票に記載された信用販売額と同額を記載した取消に係る伝票に当社所定の事項を記載して提出するものとし、表記のキャンセル手数料を当社に支払うものとし
ます。ただし、立替日から加盟店が当社に対するキャンセルに伴う支払済代金全額を支払う日までの経過日数が30日を超える場合は、次の計算式による繰延べ手数料もキャンセル手数料として表記のキャンセル手数料に加算して支払うものとし
ます。また、当社は、次回以降に支払予定の売上代金よりこれを差し引くことができるものとし、当社において当該代金が差し引くべき金額に足りないときは、加盟店はカードの請求によりその不足額を支払うものとし
ます。

$$\text{繰延べ手数料} = \text{信用販売代金} \times (\text{経過日数} - 30 \text{日}) \times (\text{表記の調整率} \div 30 \text{日})$$

※円未満四捨五入

3. 加盟店が会員に約した商品引渡し日に商品を引き渡さない場合は、加盟店は前項に定めるキャンセル手数料を加算して、支払済代金の全額を当社に支払うものとし
ます。
4. 加盟店は、相殺日または請求日以降支払いのある日まで、請求額に対し年14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとし
ます。

第20条(会員との紛議に関する措置等)

1. 会員または国際ブランドに加盟するカード会社等が当社からのカード利用代金の請求に対し、支払停止の抗弁を主張したときは、当社は加盟店にその旨を通知するものとし、加盟店は直ちに当該抗弁事由の解消に努めるものとし
ます。

2. 加盟店は、会員から当社に紛議が生じた場合、当社に対し、当社の求めに応じて、会員との取引の態様(当該販売の内容、勧誘行為がある場合にはその内容)、紛議の発生要因について報告するものとします。
3. 加盟店は、前項の報告その他カード会社の調査の結果、当社が会員の紛議が加盟店の法令で禁止されている行為に起因するものと認めた場合には、当該行為の防止体制、苦情処理体制に関する事項、その他当該行為の防止のために当社が必要と認める事項を、当社の求めに応じて報告しなければならないものとします。
4. 加盟店は、本条第2項の報告、認定割賦販売協会である一般社団法人日本クレジット協会の保有する情報その他の方法による当社の調査の結果、当社が会員の紛議の発生状況が、他の加盟店と比較して会員の利益の保護に欠けると認める場合には、当該行為の詳細事項、当該行為の防止体制、苦情処理体制に関する事項、その他当該行為の防止のために当社が必要と認める事項を、当社の求めに応じて報告しなければならないものとします。
5. 当社は、前項の報告、その他当社の調査の結果、必要と認められる場合には、加盟店に対し、所要の措置を行うことができ、加盟店はこれに従うものとします。ただし、当社による指導は、加盟店を免責するものではありません。当社が行う措置・指導には以下を含みますが、これに限られません。
 - (1) 文書もしくは口頭による改善要請。
 - (2) 加盟店への立入調査。
 - (3) 信用販売の停止。
 - (4) 本契約の解除。
6. 本条第1項に該当する場合は、当該代金の加盟店に対する支払いは第17条第3項を準用します。

第21条(支払いの取消・留保)

1. 当社は、第16条の規定にかかわらず、売上票に係わる信用販売が次の各号のいずれかに該当するときは、当該信用販売に係る当社の承認番号の有無にかかわらず、加盟店に対し当該代金の支払いを行わないものとします。なお、これらの代金が支払済の場合には、加盟店は、当社の選択により、当社の請求があり次第直ちに当該代金相当額の支払いをするかまたは、当該金額を加盟店に対する次回以降の支払金から差し引くことにより支払うものとします。
 - (1) 会員より自己の利用ではない旨の申出が当社、加盟店または会員のクレジットカードを発行するカード会社にあったとき。
 - (2) 加盟店が提出した売上票が正当なものではないとき、または売上票の記載内容に不実不備があるとき。

- (3) 本契約に基づき取扱うことのできるカード以外のカードで信用販売を行い、当社宛に支払請求をしたとき。
 - (4) 第5条、第6条、第7条、第12条、第13条に反して信用販売を行ったとき。
 - (5) 加盟店が国際ブランドに加盟するカード会社等から正当な理由により支払済代金に係る精算を拒否され、もしくは支払済の返還を求められた場合。
 - (6) 信用販売を行った日から60日を超えて当社に到着した売上票であるとき。
ただし、前号に該当する場合は、売上票が60日以内に当社に到着した場合であっても本項を適用する。
 - (7) 原因となる信用販売に関し、第17条第2項の苦情、紛議等について、加盟店もしくは、会員または国際ブランドまたは国際ブランドに加盟するカード会社等から当社が通知を受けた日から、また第20条の抗弁事由については当社から加盟店が通知を受けた日から2か月を経過しても解決しないとき。
 - (8) 会員が商品等の売買契約または役務提供契約を解約したにもかかわらず、第19条に定める手続を行わないとき。
 - (9) 加盟店の事情により、会員に対する商品等の引渡し、提供が困難になったとき。
 - (10) 加盟店が第43条に定める協力・報告をしないとき。
 - (11) 加盟店から提出された売上票、売上請求に疑義があることを理由として第43条に定める調査が開始された場合において、当該調査開始日から30日を経過してもなお当該疑義が解消しないとき。
 - (12) 当社が本規約第39条に基づき本契約を解除した日以降または第38条により加盟店または当社が本契約を解約するために申し出た指定解約日以降に信用販売されたものであるとき。
 - (13) その他、信用販売が本規約のいずれかに違反して行われていることが判明したとき。
2. 当社は、第16条の定めにかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、当該事由が解消するまでの間、当該事由発生日以降、本契約に基づき、当社が支払うべき金額の全部または一部の支払いを留保することができるものとします。
- (1) 当社が、加盟店から提出された売上票、売上請求に疑義がありと判断したとき。
 - (2) 加盟店が第39条第1項各号に掲げる事由に該当したときまたは該当するおそれがあると当社が認めたとき。
 - (3) 当社が、売上票に係る信用販売について前項各号のいずれかに該当するまたはそのおそれがあると認めたとき。
 - (4) 加盟店が、当社との本契約以外の取引について、その支払留保事由に該当したとき。

3. 当社は、第5条2項の定めにかかわらず、取扱商品について、加盟店より当社への届出がない商品の取扱いが判明した場合には、当社が支払うべき金額の全部または一部の支払いを留保できるものとします。
4. 本条第2項の支払留保後に当該留保事由が解消し、当社が当該留保金の全部または一部の支払いを相当と認めた場合には、当社は加盟店に対し当該代金を支払うものとします。なお、この場合、当社は加盟店に対し、遅延損害金、損害賠償金等一切の支払義務を負わないものとし、加盟店はこれらを当社に請求しないことについて異議を申し立てないものとします。

第22条(会員との継続的取引の中途解約)

加盟店は、会員との間で信用販売により継続的に商品等を引渡しまたは提供する契約(以下「継続的取引契約」という)を締結した場合において、当該会員が法令に基づき当該継続的取引契約の中途解約を申し出た場合、または、当社の承認を得たうえで、会員との合意により当該継続的取引契約を中途解約する場合、直ちにその旨と継続的取引契約の中途解約に伴う当該会員と合意した内容の精算方法を当社へ通知するものとします。

第23条(商品等の受領書)

加盟店は、当社が求めた場合には、信用販売に係る会員の商品等の受領書または信用販売した商品等の明細を当社に提出するものとします。

第24条(地位の譲渡)

1. 加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
2. 加盟店は、加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等をできないものとします。

第25条(営業秘密等の守秘義務等)

1. 加盟店および当社は、本契約の履行上知り得た相手方の技術上または営業上その他の秘密(以下「営業秘密等」という)を、相手方の書面による事前の同意を得ることなく、第三者(加盟店または当社の監査法人、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントまたは格付機関その他の専門家で、かつその職務上秘密情報の開示を受ける必要のある者を除く)に提供・開示・漏洩せず、本契約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。ただし、法令に基づき行政官庁または裁判所から開示を求められた場合には、その求めに応じて必要最小限の範囲で営業秘密等の開示を行うことができるものとします。
2. 前項の営業秘密等には、当社より加盟店宛に提供する事務連絡票の情報等が含まれるものとします。ただし、以下の各号の情報は、前項の営業秘密等に含まれないものとします。

- (1) 当該情報を受領した時点で、既に公知であった情報。
 - (2) 当該情報を受領した後に、当該情報を受領した当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報。
 - (3) 当該情報を受領した時点で、当該情報を受領した者が既に保有していた情報。
 - (4) 当該情報を受領した当事者が、第三者から守秘義務を負うことなく適法かつ正当に開示を受けた情報。
 - (5) 当該情報を受領した当事者が当該情報によらずして独自に開発した情報。
3. 加盟店および当社は、営業秘密等を滅失・毀損・漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとし、各々、自ら支配が可能な範囲において当該情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとし、
 4. 第1項および第2項の規定にかかわらず、当社は、当社の親会社、子会社、関連会社その他の関係会社（いずれも財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則に定義される意味を有する。以下、本条において「グループ会社」という）に対して、加盟店の営業秘密等を開示することができるものとし、この場合、当社は、グループ会社に対し、就業規則・社内規程等により、本条と同等の機密保持義務等を課すものとし、
 5. 第1項および第2項の規定にかかわらず、加盟店および当社は、自己の業務を第三者に委託するにあたって、当該第三者に相手方の営業秘密等を開示することが必要不可欠であるときは、当該第三者に対し、相手方の営業秘密等を開示できるものとし、本項に基づく開示を行う当事者は、委託先である当該第三者に本条と同等の守秘義務を課すと共に、当該第三者にこれを遵守させるものとし、かつ当該第三者の行為に関し、連帯して責任を負担するものとし、
 6. 加盟店および当社は、本契約が終了した場合に相手方の指示があるときは、その指示内容に従い返却または廃棄するものとし、
 7. 本条の定めは本契約終了後も有効とします。

第26条(個人情報の守秘義務等)

1. 加盟店は、加盟店が知り得た会員の個人に関する一切の情報(以下「個人情報」という)を、秘密として保持し、当社の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、本契約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとし、
2. 前項の個人情報には、次に定める情報が含まれるものとし、
 - (1) 加盟店および当社間で紙やMT等によってオフラインで交換される当社およびその他カード会社の会員の個人に関する情報。
 - (2) 加盟店が当社から直接受け取った当社およびその他カード会社の会員の個人に関する情報(申込書等)。

- (3) 当社を経由せず、加盟店が受け取った当社およびその他カード会社の会員の個人に関する情報(加盟店売上情報等)。
- (4) カードを利用することで加盟店のホストコンピューターに登録される当社およびその他カード会社の会員の個人に関する情報(取引情報、残高情報等)。
3. 加盟店は、個人情報に滅失・毀損・漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとし、当社の支配が可能な範囲を除き個人情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとし、
4. 加盟店は、個人情報をその責任において万全に保管し、本契約が終了した場合は、直ちに、当社に返却するものとし、ただし、当社の指示があるときは、その指示内容に従い返却または廃棄するものとし、
5. 本条の定めは本契約終了後も有効とします。

第 27 条(クレジットカード番号等の適切な管理)

1. 加盟店は、信用販売の実施に必要な場合その他正当な理由がある場合を除き、クレジットカード番号等を取り扱ってはならない、あるいは、会員に対し、カード番号等を提供するよう求めてはならないものとし、
2. 加盟店は、割賦販売法その他の法令に従い、クレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じると共に、クレジットカード番号等の滅失・毀損・漏洩等を防止するためにクレジットカード番号等を善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとし、
3. 加盟店は、クレジットカード番号等の適切な管理のために、セキュリティガイドラインに掲げられた措置またはこれと同等の措置を講じるものとし、
4. 当社は、前項で講じられた措置がセキュリティガイドラインに掲げられた措置またはこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他クレジットカード番号等の滅失・毀損・漏洩等の防止のために特に必要があるときには、その必要に応じて措置の変更を加盟店に求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとし、
5. 加盟店の保有するクレジットカード番号等の滅失・毀損・漏洩等が生じた場合、またはそのおそれが生じた場合には、加盟店は、遅滞なく以下の措置をとらなければならないものとし、
 - (1) 漏洩等の有無を調査すること。
 - (2) 前号の調査の結果、漏洩等が確認されたときには、その発生期間、影響範囲(漏洩等の対象となったクレジットカード番号等の特定を含む)、その他の事実関係および発生原因を調査すること。
 - (3) 上記の調査結果を踏まえ、二次被害および再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること。

- (4) 漏洩等の事実および二次被害防止のための対応について必要に応じて公表しまたは影響を受ける会員に対してその旨を通知すること。
6. 前項柱書の場合であって、漏洩等の対象となるクレジットカード番号等の範囲が拡大するおそれがあるときには、加盟店は、直ちにクレジットカード番号等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければならないものとします。
7. 加盟店は、本条第5項柱書の場合には、直ちにその旨を当社に対して報告すると共に遅滞なく、本条第5項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければならないものとします。
 - (1) 本条第5項第1号および第2号の調査の実施に先立ち、その時期および方法。
 - (2) 本条第5項第1号および第2号の調査につき、その途中経過および結果。
 - (3) 本条第5項第3号に関し、計画の内容並びにその策定および実施のスケジュール。
 - (4) 本条第5項第4号に関し、公表または通知の時期、方法、範囲および内容前各号のほかこれらに関連する事項であって当社が求める事項。
8. 加盟店の保有するクレジットカード番号等の滅失・毀損・漏洩等が発生した場合であって、加盟店が遅滞なく本条第5項第4号の措置をとらない場合には、当社は、事前に加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表しまたは漏洩等が生じたクレジットカード番号等に係る会員に対して通知することができるものとします。
9. 当社は、本条第1項ないし前項の処置が不十分であると認めた場合その他当社が必要と認める場合には、加盟店に対し、当該措置の改善の要求その他必要な措置・指導を行えるものとし、加盟店はこれに従うものとします。ただし、当社による指導は、加盟店を免責するものではありません。当社が行う措置・指導には以下を含みますが、これに限られません。
 - (1) 当社が指定する監査会社を用いたシステム診断。
 - (2) 信用販売の停止。

第28条(業務の委託)

1. 加盟店は、当社への書面による事前の承諾なく、本契約に基づく信用販売に関する業務の全部または一部を第三者へ委託すること(数次委託も含むものとする。以下同じ)はできないものとします。
2. 加盟店は、当社が業務委託を承諾した場合においても、本契約に定める全ての義務および責任について免れないものとします。また、業務委託した第三者(以下、この委託を受けた第三者を「委託先」という)が業務委託に関連して、当社または他の第三者に損害を与えた場合、加盟店は委託者と連帯して当社または他の第三者の損害を賠償するものとします。

第 29 条 (委託の場合の個人情報等の取扱い)

1. 加盟店は本契約に関わる業務処理を第三者へ委託する場合には、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定し、委託先に本契約における加盟店と同様の機密保持義務および個人情報管理措置等を課す内容を含む契約を委託先と締結するものとします。
2. 本条の定めは本契約終了後も有効とします。

第 30 条 (委託の場合のクレジットカード番号等の適切な管理)

1. 加盟店は、クレジットカード番号等の取扱いを委託先に委託する場合には、以下の基準に従わなければならないものとします。
 - (1) 委託先が次号に定める義務に従いクレジットカード番号等を適確に取り扱うことができる能力を有する者であることを確認すること。
 - (2) 委託先に対して、第 27 条第 2 項および第 3 項の義務と同等の義務を負担させること。
 - (3) 委託先が前号の措置を講じなければならない旨および第 27 条第 4 項に準じて加盟店から委託先に対して変更を求めることができ、委託先はこれに応じる義務を負う旨を、委託契約中に定めること。
 - (4) 委託先におけるクレジットカード番号等の取扱いの状況について定期的にまたは必要に応じて確認すると共に、必要に応じてその改善をさせる等、委託先に対する必要かつ適切な指導および監督を行うこと。
 - (5) 委託先があらかじめ加盟店の承諾を得ることなく、第三者に対してクレジットカード番号等の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること。
 - (6) 委託先が加盟店から取扱いを委託されたクレジットカード番号等につき、漏洩等が発生した場合、またはそのおそれが生じた場合、第 27 条各項に準じて、委託先は直ちに加盟店に対してその旨を報告すると共に、事実関係や発生原因等に関する調査並びに二次被害および再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を加盟店に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること。
 - (7) 加盟店が委託先に対し、クレジットカード番号等の取扱いに関し第 33 条に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること。
 - (8) 委託先がクレジットカード番号等の取扱いに関する義務違反をした場合には、加盟店は、必要に応じて当該委託先との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること。
2. 委託先の保有するクレジットカード番号等の漏洩等が発生した場合、またはそのおそれが生じた場合には、加盟店は第 27 条第 5 項ないし第 8 項と同等の義務を負うものとします。

第 31 条 (委託先への個人情報の提供)

1. 加盟店は、当社が、加盟店から預託を受けている個人情報を、会員宛の加盟店のサービス提供に関する照会・受付業務に限り、当社が提携する企業(以下「当社の提携企業」という)に提供することに同意するものとします。
2. 当社が個人情報を当社の提携企業に提供する場合は、当社は、当社の提携企業と本契約に定める内容と同様の秘密保持義務を締結するものとします。

第 32 条 (第三者からの申立)

1. 個人情報の滅失・毀損・漏洩等に関し、当社の会員を含む第三者から、訴訟上または訴訟外において、当社に対する損害賠償請求等の申立がされた場合、加盟店は当該申立の調査解決等につき当社に全面的に協力するものとします。
2. 前項の第三者からの当社に対する申立が、第 26 条第 3 項に定める加盟店の責任範囲に属するときは、加盟店は、当社が当該申立を解決するのに要した一切の費用を負担するものとします。
3. 本条の定めは、本契約終了後も有効とするものとし、営業秘密等の滅失・毀損・漏洩等に関し、第三者から加盟店または当社に対する損害賠償等の申立がされた場合に準用されるものとします。

第 33 条 (個人情報安全管理措置)

1. 加盟店は、個人情報の管理責任者(以下「個人情報管理責任者」という)を設置するものとし、個人情報管理責任者は、加盟店および委託先における個人情報(クレジットカード番号等を含む。本条において以下同じ)の目的外利用・漏洩等が発生しないよう情報管理の制度、システムの整備・改善、社内規定の整備、従業員の教育、委託先の監督等適切な措置を講ずるものとします。
2. 加盟店は、本契約により知り得た会員のカード番号、氏名、有効期限等の情報を電磁的な方法で保有、利用する場合は、国際ブランドがホームページで公表する PCI 基準を遵守するよう努めるものとします。
3. 加盟店は、売上票や信用照会端末機およびそれらに記載または記録されている個人情報を本契約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。また、加盟店は、売上票の加盟店控えを自己の責任において厳重に保管管理するとともに、信用照会端末機にカード情報を抜き取るための装置等を設置されないよう自己の責任において管理するものとします。
4. 加盟店は、個人情報を会員に公表または通知した以外の目的に使用し、または、会員の同意なく第三者に提供・開示・漏洩したときには、直ちに当社に報告し、当社の指示に従うものとします。

5. 当社は、加盟店による個人情報の漏洩等が、安全管理措置の不備(加盟店が設置するコンピューターその他サーバの脆弱性を含むがこれに限られません)に起因するものと認めた場合には、加盟店に対し、必要かつ合理的な指導を行うことができ、加盟店は当該指導に基づき、必要な措置を講じるものとします。この指導は、以下のものを含みますがこれに限られません。
- (1) 外部の第三者から加盟店が個人情報を保有するコンピューターその他のサーバに侵入されない強固なシステムの整備・改善。
 - (2) 加盟店がオーソリゼーション後に暗証番号、セキュリティコード(CVV2・CVC2・CVN2)を保管・保持していた場合の廃棄、または当社が指定する情報の廃棄の徹底。

第34条(表明・保証)

1. 加盟店は、当社に対し本契約締結にあたり、加盟店、加盟店の親会社・子会社等の関連会社、役員、従業員等の関係者(関連会社の役員、従業員を含む)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府もしくは国際的機関が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)または以下(1)の各号のいずれかに該当しないことを表明・保証するとともに、将来においても加盟店が暴力団員等または(1)の各号のいずれにも該当しないこと、自らまたは第三者を利用して(2)の各号のいずれかに該当する行為は一切行わないことを確約するものとします。
- (1) ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - (2) ①暴力的な要求行為。
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の業務を妨害する行為。
 - ⑤換金を目的とする商品の販売行為。
 - ⑥その他①ないし⑤に準ずる行為。

2. 加盟店が、前項の定め違反していることが判明した場合、または違反している疑いがあると当社が判断した場合、当社は直ちに本契約を解除することができるものとし、契約解除により加盟店に損害が生じた場合であっても、当社は一切その責任を負わないものとします。また、当該解除により当社に損害が生じた場合には、加盟店は当該損害を賠償するものとします。
3. 加盟店が、本条第1項の定め違反していることが判明した場合、または違反している疑いがあると当社が判断した場合は、当社は前項に基づく契約解除の有無に関わらず、加盟店に対する立替金の支払の全部または一部を保留または拒絶することができるものとします。
4. 加盟店は、当社に対して、本契約に基づき信用販売を開始する時点において、以下の(1)(2)(3)のいずれの事実も真実であることを表明し、保証します。
 - (1) 第7条、第13条、第27条第1項ないし第6項、第30条を遵守するための体制を構築済であること。
 - (2) 特定商取引法に関する法律に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと、また直近5年間に同法による処分を受けたことがないこと。
 - (3) 消費者契約法において消費者に取消権が発生する原因となる行為を行っていないこと、また直近5年間に同法違反あるいは同法の適用を理由とする敗訴判決を受けたことがないこと。
5. 加盟店は、前項に表明保証した内容が真実に反すること、もしくはそのおそれがあることが判明した場合、当社に対して、直ちにその旨を申告するものとします。
6. 加盟店は、本契約成立後に本条第4項1号に定める体制が構築されていないことが判明した場合、もしくは本契約成立後に当該体制を維持できなくなった場合、または本条第3項2号もしくは3号に反する事由が新たに生じた場合には、当社に対して、直ちにその旨を申告するものとします。これらのおそれが生じた場合も同様とします。

第35条(変更事項の届出)

1. 加盟店は、当社に対して届けている商号、代表者の氏名および生年月日、所在地、電子メールアドレス(当社に届け出ている場合)、カード取扱店舗、連絡先、URL、加盟店が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第41条等に基づき法人番号の指定を受けている場合における当該法人番号(以下「法人番号」という)、取扱商材および販売方法または役務の種類および提供方法、指定預金口座等加盟店申込書または本規約に定める届出事項に変更が生じた場合、当社所定の方法により遅滞なく当社に届出るものとします。

2. 加盟店は、第7条第1項、第13条、第27条第3項および第4項、第30条並びに第36条第1項6号に定める措置や計画を変更しようとする場合には、あらかじめ当社へ届け出のうえ、当社と協議しなければならないものとします。
3. 加盟店は、本条第1項の届出がないために当社からの通知またはその他送付書類、第16条に規定する振込金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなされても異議ないものとします。本条第1項に基づく電子メールアドレスの変更届出がないために、当社が当該電子メールアドレスへ宛てて送信した振込額等の通知またはその他の各種通知等が延着し、または到着しなかったと当社が認識した場合も同様とします。
4. 加盟店が第34条第1項に定める表明保証確約事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、加盟店に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、加盟店は、これに応じるものとします。
5. 本条第1項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る本条第1項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、加盟店は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。

第36条(是正計画の策定と実施)

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社は加盟店に対して期間を定めて当該事案の是正および改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。
 - (1) 加盟店が第27条第3項および第4項、もしくは第30条第1項の義務を履行せず、または委託先が第30条第1項第2号もしくは第3号により課せられた義務に違反し、またはそれらのおそれがあるとき。
 - (2) 加盟店または委託先の保有するクレジットカード番号等の漏洩等が発生、またはそのおそれがある場合であって、第27条第5項および第30条第2項の義務を相当期間内に履行しないとき。
 - (3) 加盟店が第7条第1項に違反しまたはそのおそれがあるとき。
 - (4) 加盟店が行った信用販売について不正利用が行われた場合であって、第13条の義務を相当期間内に履行しないとき。
 - (5) 加盟店が法令または本規約に違反するとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合の他、加盟店の信用販売に関する苦情の発生状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、当社に対し、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき。

2. 当社は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定もしくは実施せず、またはその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正もしくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店と協議のうえ、是正および改善のために必要かつ適切と認められる事項(実施すべき時期を含む)を提示し、その実施を求めることができるものとします。

第 37 条(定めのない事項、本規約の変更等)

1. 当社は、当社が金融情勢の変動等により必要があると認めた場合、第 16 条の支払条件および第 15 条の加盟店手数料を合理的な範囲において変更できるものとします。
2. 本規約の変更について、当社から契約の変更内容を通知、告知または公表した後に加盟店が信用販売を行った場合には、加盟店は変更内容を承認したものとみなします。
3. 本規約に明記なき事項については、加盟店・当社協議のうえ決定するものとします。

第 38 条(契約の期間)

1. 本契約の有効期間は契約締結日から 1 年間とします。ただし、加盟店または当社が、期間満了 1 か月前までに書面をもって本契約を更新しない旨の通知をしないときは更に 1 年間自動的に更新し、以後も同様とします。
2. 前項の定めにかかわらず、加盟店または当社は、相手方に対し書面による 3 か月の予告期間をもって本契約を解約することができるものとします。
3. 加盟店が 1 年以上継続して信用販売を取扱っていない場合、または、当社が加盟店との連絡不能の状態が相当期間継続した場合、当社は加盟店に 3 か月前までに書面による通知を行なうことにより（加盟店との連絡不能による場合は、第 35 条第 3 項に基づき、届出住所に通知を発送すれば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなす）、本契約を解約できるものとします。

第 39 条(契約の解除等)

1. 加盟店が、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、当社は加盟店に対し、通知、催告することなく、直ちに本契約を解除および信用販売を一時的に停止できるものとします。なお、この場合当社に損害が生じた場合は本契約終了後といえども当該損害を賠償するものとします。
 - (1) 加盟店申込書の記載事項もしくは第 35 条第 1 項の届出事項を偽って記載したことが判明したとき、または第 35 条第 1 項、第 2 項の変更届出もしくは第 34 条第 5 項、第 6 項の事後の申告がないとき。
 - (2) 他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて、信用販売制度を悪用していると当社が判断したとき。

- (3) いわゆる悪質商法（モニター商法、点検商法、利殖商法、靈感商法などが挙げられるがこれらに限らない）のほか、営業または業態が公序良俗に反すると当社が判断したとき。
- (4) 加盟店またはその代表者自らが振り出しもしくは引受けた手形・小切手が不渡りになったとき、もしくは支払停止または支払不能となったとき。
- (5) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立もしくはその命令または滞納処分を受けたとき。
- (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算手続開始の申立があったときまたは私的整理、合併によらず解散もしくは営業の廃止をしたとき。
- (7) 加盟店またはその代表者もしくはその従業員、その他加盟店の関係者が割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法その他の法令、条例等に違反したとき。または行政、司法当局より指導、注意、勧告、命令、処分等を受け、当社が本契約の解除が相当と判断したとき。
- (8) 特定商取引法の違反または消費者保護に欠ける行為を原因とし、当社が重大であると判断するクレームが発生したとき。
- (9) 監督官庁から営業の停止または取消の処分を受けたとき。
- (10) 加盟店またはその代表者の信用状態に重大な変化が生じたときと当社が認めたとき。
- (11) 第 21 条に反し、当社に対する債務の履行を遅滞し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該債務の履行をしないとき。
- (12) 第 24 条に反し、加盟店の地位を第三者に譲渡する行為を行ったとき。
- (13) 第 20 条の定めにもかかわらず、当社の指導・改善要請に従わなかったとき、また、改善が図られず、再度、同様に支払停止抗弁・紛議が発生したとき。
- (14) 会員からの苦情、当社が加盟する加盟店信用情報機関の登録情報など、外部から得た情報をもとに、当社が加盟店として不適当と認めたとき。
- (15) 当社に届出たカード取扱店舗が所在地に実在しないとき、または当社に届出た電話番号で当社からの連絡ができないとき。
- (16) 第 5 条第 2 項の定めにもかかわらず、当社に届出を行った商品以外を取扱ったとき。
- (17) 第 5 条第 3 項の定めにもかかわらず、各法令および条例を遵守できないと当社が判断したとき。
- (18) 第 5 条第 4 項の定めにもかかわらず、当社が不適切と判断した商品の取扱いを即座に中止しなかったとき。
- (19) 加盟店から提出された売上票の作成に疑義があり、当社が加盟店として不適当と認めたとき。
- (20) 加盟店が取扱った通信販売に係る売上のうち、カードの不正使用が発生した場合、または発生する疑いがあると当社が判断したとき。

- (21) 加盟店またはその代表者が当社の会員であって、当社が会員資格を喪失させる手続をとったとき。
 - (22) 加盟店またはその代表者が、当社との他の契約において、当該契約に基づく当社に対する債務の履行を遅滞し、期限の利益を喪失したとき。
 - (23) 加盟店が代表者である法人または加盟店が法人である場合のその代表者において、当社との本契約以外の他の契約について、その契約解除事由に該当したとき、またはその他何らかの契約に違反する行為が認められたとき。
 - (24) 第 28 条に反したとき。
 - (25) 第 34 条第 1 項に違反していることが判明したとき、または違反している疑いがあると当社が判断したとき。
 - (26) 架空売上の当社への請求など、その他加盟店が不正な行為を行ったと当社が判断したとき。
 - (27) 第 44 条の定めにかかわらず、資料の提出を怠ったとき。
 - (28) その他、会員などからの苦情により当社が加盟店として不適格と判断したとき。
 - (29) 第 35 条、第 36 条または第 43 条に違反して調査事項の報告等の義務を履行しないとき。
 - (30) 加盟店における信用販売に関し、クレジットカード等の不正使用が発生した、または発生した疑いがあると当社が判断したとき。
 - (31) 第 6 条に準拠していない、または遵守していない、もしくはこれらの疑いがあると当社が判断したとき
 - (32) その他加盟店が本規約に違反および違反の疑いがあると認めたとき。
2. 前項各号のいずれかの事態が発生した場合または当社が必要または適当と認めた場合、当社は、本規約に基づき当社が加盟店に対し負担する金銭債務その他の財務給付を行うべき債務と当社が加盟店に対して請求することのできる一切の金銭債権（本規約に基づくものであるか否かは問わない）を、何らの意思表示を要せず、対当額で相殺することができるものとします。
 3. 当社が本条第 1 項に基づき本契約を解除した場合、当社に対する一切の未払債務について、加盟店は当然に期限の利益を失うものとし、直ちに支払うものとします。

第 40 条 (契約終了後の処理)

1. 第 38 条または第 39 条により本契約が終了した場合、契約終了日までに行われた信用販売は有効に存続するものとし、加盟店および当社は、信用販売を本規約に従い取扱うものとします。ただし、加盟店と当社が別途合意した場合はこの限りではないものとします。

2. 当社は、第 39 条所定の事由が発生した場合、加盟店から既に支払請求を受けている売上について、支払いを取消すか、会員から当該売上代金の支払いを受けるまで加盟店に対する支払いを留保することができるものとします。
3. 加盟店は、本契約が終了後、直ちに、加盟店の負担において本契約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止しなければなりません。また、本契約終了以後に会員より信用販売の申込があった場合には、これを拒絶するとともに、当該会員に対して本契約に基づく取引を中止した旨を告知しなければならないものとします。なお、端末機を設置している場合には、当社が貸与した信用照会端末機は当社の請求により直ちに返却するものとし、それ以外の端末機はその使用規約並びにその取扱いに関する契約の定めるところに従うものとします。

第 41 条 (損害賠償)

1. 加盟店が本規約等に定める義務を履行せず、その結果、会員、当社またはその他の第三者に損害が生じた場合、加盟店は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。
2. 加盟店が本規約等に定める義務を履行せず、その結果、当社が、他のカード会社等またはその他の第三者から損害賠償・違約金・制裁金・弁護士費用等の支払請求を受けた場合には、加盟店は当社に対し、当該請求に係る損害賠償・違約金・制裁金・弁護士費用等相当額についても賠償する義務を負うものとします。
3. 本条は、他の条項において規定される損害賠償の権利および義務を妨げません。

第 42 条 (遅延損害金)

加盟店が、当社に支払うべき債務の支払いを遅滞したときは、支払うべき日の翌日から支払済に至るまで、支払うべき債務に対し年 14.6%の割合(年 365 日の日割計算)を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

第 43 条 (調査・報告・協力)

1. 以下のいずれかの事由があるときは、当社は、自らまたは当社が適当と認めて選定したものにより、加盟店に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、加盟店はこれに応じるものとします。
 - (1) 加盟店または委託先においてクレジットカード番号等の漏洩等が発生しまたはそのおそれが生じたとき。
 - (2) 加盟店が行った信用販売について不正利用が行われまたはそのおそれがあるとき。
 - (3) 加盟店が本規約第 7 条第 1 項、第 13 条、第 27 条、第 30 条、第 34 条または第 35 条のいずれかに違反しているおそれがあるとき。

- (4) 前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、当社が割賦販売法に基づき加盟店に対する調査を実施する必要があると認めるとき。
- 2. 前項の調査は、その必要に応じて以下の各号の方法その他当社が適当と認める方法によって行うことができるものとします。
 - (1) 必要な事項の文書または口頭による報告を受ける方法。
 - (2) クレジットカード番号等の適切な管理または不正利用の防止のための措置に関する加盟店の書類その他の物件の提出または提示を受ける方法。
 - (3) 加盟店もしくは委託先またはその役員もしくは従業者に対して質問し説明を受ける方法。
 - (4) 加盟店または委託先においてクレジットカード番号等の取扱いに係る業務を行う施設または設備に立ち入り、クレジットカード番号等の取扱いに係る業務について調査する方法。
- 3. 前項第4号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他クレジットカード番号等をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、または解析等を内容とする調査(デジタルフォレンジック調査)が含まれるものとします。
- 4. 当社は、本条第2項第1号または第2号の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを加盟店に対して請求することができます。ただし、本条第2項第1号に基づく調査については、加盟店が第27条第5項に定める調査および同条第7項第1号および第2号に定める報告に係る義務を遵守している場合、本条第1項第2号に基づく調査については、加盟店が第13条第2項に定める調査および同条第3項に定める報告に係る義務を遵守している場合にはこの限りではありません。
- 5. 当社が会員署名のある売上票または暗証番号を入力した売上票の提出を求めたときは、加盟店は速やかに提出するものとします。
- 6. 加盟店は、盗難・紛失、偽造・変造されたカードまたはカードの不正利用またはこれに起因する信用販売に関わる被害が発生し、当社が、加盟店に対し所管の警察署へ当該信用販売に係わる被害届提出を要請した場合、これに協力するものとします。

第44条(資料提出)

加盟店は、当社の請求により、貸借対照表、損益計算書、営業報告書その他当社が加盟店の信用状態を調査するため必要な書類を提出するものとします。

第45条(特約)

1. 加盟店は、信用販売を行うにあたり国際ブランドが定める規則等に準拠した取扱いを行うものとします。
2. 加盟店は、国際ブランドが定める規則等に準拠した取扱いを行うために費用を要する場合は、加盟店がその費用を負担するものとします。
3. 加盟店は、国際ブランドが定める規則等が変更（制定、廃止等含む）された場合は、変更後の内容に従うものとし、当該変更に起因して、加盟店に生じる費用、損害、第三者への責任は、加盟店が負担するものとします。
4. 国際ブランドが、加盟店側の事由に起因して、当社に違約金、反則金、手数料等（名称の如何は問わないものとする）を課すことを決定した場合、加盟店は、当社の請求に応じて違約金、反則金、手数料等の額と同額の金員を当社に支払うものとします。

第 46 条 (情報の収集・登録および利用の同意)

1. 加盟店および加盟店の代表者は、以下の各号に定める事項について同意するものとします。
 - (1) 第 2 項記載の目的の遂行に必要な範囲で、第 3 項に定める範囲の情報を当社が収集し、利用することに同意します。
 - (2) 当社が加盟する第 4 項の加盟店情報機関に第 3 項に定める範囲の内、当該機関の定める情報項目を登録すること、および当該機関に登録されている情報があるときは、第 2 項に定める目的の範囲内で当社および当該機関に加盟する会員会社(以下「加盟会員会社」という)がその情報を利用することに同意します。
2. 前項において収集・登録する情報の利用目的は、割賦販売法等に係る取引の健全な発達および利用者等の利益の保護に資するために行う加盟会員会社による加盟店審査並びに加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係わる審査等とします。
3. 第 1 項により収集・登録および利用する情報の範囲は、以下の各号のとおりとします。
 - (1) クレジット取引のための加盟店契約、提携契約の書面により加盟店が当社もしくは加盟会員会社に提供した情報および提出した資料、その他当社もしくは加盟会員会社が収集した情報。
 - (2) 加盟店契約の申込みを受けた事実とその加盟店審査の結果並びに加盟店と当社もしくは加盟会員会社がクレジット取引を行った事実、その取引の内容、取引の結果、加盟店契約の解除事由その他取引に関する客観的事実。
 - (3) 加盟店の事業活動に関連して、顧客(契約済みのものに限らない)から当社もしくは加盟会員会社に申出のあった内容および当該内容について、当社もしくは加盟会員会社が調査した内容。

- (4) 加盟店の事業活動に関する行政機関、消費者団体、報道機関等が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等に違反し、公表された加盟店に関する情報等)および当該内容について、当社もしくは加盟会員会社が調査した内容。
4. 当社が加盟する加盟店情報機関は、以下のとおりとします。
一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター(JDM センター)

第 47 条(共同利用の同意)

1. 加盟店の代表者は、他に経営参加する販売店等について、前条第 4 項の機関に前条第 3 項に定める範囲の情報が登録されている場合、前条第 4 項の機関の加盟会員会社が前条第 2 項記載の目的で共同利用することに同意します。
2. 加盟店の代表者は、前条第 2 項記載の目的で、当社が収集した情報の一部を、前条第 4 項の機関を通じて当該機関の会員会社との間で共同利用することについて、同意するものとします。
3. 共同利用する情報項目については、当社および当社が加盟する前条第 4 項の機関のホームページに掲載しております。
4. 第 1 項および第 2 項に基づき共同利用する者の範囲は、登録割賦あっせん業者および信用販売または信用販売に密接な関連を有する事業を営む法人のうち、前条第 4 項の機関に加盟する会社とします。なお、当社は、当該機関の会員名簿が、次項記載のホームページに掲載してあることを確認します。
5. 本条に定める共同利用の管理責任者は、以下のとおりとします。
一般社団法人日本クレジット協会
住所 : 東京都中央区日本橋小網町 14-1 住友生命日本橋小網町ビル
TEL : 03-5643-0011
URL : <https://www.j-credit.or.jp/>

第 48 条(情報の開示、訂正、削除)

1. 加盟店およびその代表者は、第 46 条に定める信用情報の開示、訂正、削除等を請求する際には、第 46 条第 4 項に記載の当社が加盟する加盟店情報機関所定の申請手続に従い行うものとします。
2. 加盟店およびその代表者は、当社が保有する加盟店申込者等に関する情報の開示、訂正、削除等の請求をする際の手続は、当社所定の申請手続に従うものとします。
3. 当社へのお問い合わせ・相談窓口
名称 : ライフカード株式会社 加盟店センター
住所 : 神奈川県横浜市青葉区荏田西 1-3-20 ライフ E. D. A.
TEL : 045-912-3443

第 49 条(契約不成立時および契約終了後の加盟店情報の利用)

1. 加盟店およびその代表者は、本契約が不成立となった場合であってもその不成立の理由の如何を問わず、第 46 条および第 47 条の定めに基づき当社が利用することおよび第 46 条第 4 項に記載の加盟店情報機関に一定期間登録され、加盟会員会社が利用することに同意します。
2. 加盟店およびその代表者は、当社が、本契約終了後も業務上必要な範囲で、法令等および当社が定める所定の期間、加盟店情報を保有し、利用することに同意します。

第 50 条 (担保の提供)

加盟店は、当社の請求があった場合には、当社の承認する担保を提供するものとします。

第 51 条 (お客様相談窓口の設置)

加盟店は、お客様相談窓口を設置し、その連絡先・責任者を会員に分かるように明示するものとします。

第 52 条 (準拠法)

本契約に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとします。

第 53 条 (合意管轄裁判所)

加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、当社の本社または支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以上

(2025 年 7 月 1 日改定)

通信販売加盟店特約

第1条(総則)

通信販売加盟店特約(以下「本特約」という)は、加盟店規約に定める契約関係(以下「加盟店契約」という)に関して通信販売および電子商取引の取扱いを行う場合に適用されるものとします。なお、本特約に定めのない事項については、加盟店規約の定めに従うものとします。また、本特約で使用する用語は、本特約で定めるものを除き、加盟店規約の定めによるものとします。

第2条(定義)

1. 「通信販売」とは、会員がカードの提示および署名によらずに会員番号・有効期限・会員氏名など必要な取引事項を加盟店に伝達することにより商品等の購入を申込み、カードによる当該商品等代金の決済を行う信用販売取引をいいます。
2. 「電子商取引」とは、前項に定める通信販売のうち、インターネットなど、ネットワークを通じて会員からの申込みを受付ける信用販売取引をいいます。

第3条(信用照会端末機等)

加盟店は、売上票、売上請求合計票等の信用販売関係書類、信用照会端末機、加盟店標識、サービスマーク(デジタルデータ化されたものを含む)等の用度品を通信販売以外の目的に使用し、またこれらを第三者へ使用させてはならないものとします。

第4条(取扱商品)

1. 加盟店は以下の商品等を加盟店契約において取扱うことはできないものとします。
 - (1) 公序良俗に反するものまたはそのおそれのあるもの。
 - (2) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他関連法律・法令の定め違反するものまたはそのおそれのあるもの。
 - (3) 第三者の著作権・肖像権・商標権・その他知的財産権その他の権利を侵害するものまたはそのおそれのあるもの。
 - (4) 国際ブランドが定める規則等により取扱いが禁止されるもの。
 - (5) その他、当社が不相当と判断したもの。
2. 加盟店は、コンピューター関連ソフトウェアのインターネットによるダウンロードなど、配送を伴わない商品等を取扱う場合は、あらかじめ当社の指定する方法により通信販売を行うものとします。

第5条(通信販売の申込み、受付)

1. 加盟店は、会員からの通信販売の申込みを郵便、ファクシミリ、電話、コンピューター通信その他の方法により受付けるものとします。

2. 加盟店は、通信販売に関して送受信するデータについて、当社があらかじめ適当と認める方法による暗号化の処理を施してからデータの送受信を行うものとします。
なお、コンピューター技術の向上などに伴い、当社が必要と認めた場合には、加盟店は、加盟店の負担において、暗号化の方法を当社の指示に従い変更するものとします。
3. 加盟店は、あらかじめインターネット等に用いるデータの構造、様式、会員のコンピューターに表示されるデータ入力画面の見本(ハードコピー)を当社に提出し、当社の承諾を得るものとします。
4. 加盟店は、通信販売の申込受付に際し、消費者保護の観点から以下の対応・措置を講じるものとします。
 - (1) システム障害によるトラブルなど、予想されるトラブルにつき、一方的に会員が不利にならないよう取り計らうものとし、会員が理解できるようあらかじめ告知すること。
 - (2) 会員に対し購入申込などの仕組みを提示し、会員と加盟店との間の商品等の購入申込成立時期を会員が明確に認識できるよう措置を講じること。
 - (3) 会員との間で二重送信やデータ誤入力が生じないよう確認画面を表示するなど誤操作の防止措置を講じること。
 - (4) 申込受付に際しては、その受付内容を郵送・電話・ファクシミリや電子メールなどの手段により会員に通知し、会員の購入申込の意思を確認すること。
5. 加盟店は、カードの暗証番号について会員に送信等させてはならないものとします。

第6条(通信販売の方法)

1. 加盟店は、会員から求められ、通信販売を実施するに際しては、正当かつ適法な商行為に則り、割賦販売法に定める基準および加盟店規約に従い、善良なる管理者の注意をもって、次の事項を確認して信用販売を行うものとします。この場合において、加盟店は、セキュリティガイドラインに掲げられた措置、またはこれと同等の措置を講じてこれを行うものとします。
 - (1) 通知されたクレジットカード番号等の有効性。
 - (2) 当該通信販売がなりすましその他のクレジットカード番号等の不正利用に該当しないこと。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法または態様による措置がセキュリティガイドラインに掲げられた措置またはこれと同等の措置に該当しないおそれがあると認めるとき、その他不正利用を防止するために特に必要があると認めるときには、その必要に応じて当該方法または態様の変化を求める事ができ、加盟店はこれに応じるものとします。

3. 加盟店は、会員より通信販売の申込みを受付けた場合、会員番号・有効期限・会員氏名・商品代金(税金・送料含む)・支払種類・購入商品等を確認し、全件当社の承認を得るものとします。万一承認を得ないで通信販売を行った場合には、加盟店は、当該通信販売の代金全額について一切の責任を負うものとします。
4. 当社の承認は、当該カードの有効性のみを保証するものであり、当該通信販売の申込者が会員本人であることを保証するものではないことを加盟店は了解するものとします。
5. 加盟店は、会員番号・有効期限・会員氏名・商品代金(税金・送料含む)・その他必要事項並びに本条第4項により取得した承認番号を当社が認めた売上票に記載するものとします。
6. 加盟店は、原則として商品配送時に、商品名、数量、代金額、送料、税額、代金支払方法その他割賦販売法第30条の2の4第4項に定める事項などを記載した書面を会員に交付するものとします。
7. 加盟店は、物品発送日またはサービスの提供日を通信販売日(カード売上日)として売上票を作成するものとします。
8. 売上票に記載できる金額は、当該売上代金(税金・送料を含む)のみとし、現金の立替、および過去の売掛金の精算などを含めることはできないものとします。また、通常1枚の売上票で処理すべきものを日付の変更、金額の分割などにより売上票を複数にすること、および売上票の金額訂正はできないものとします。

第7条(通信販売に関わる広告)

1. 加盟店は、加盟店の負担と責任において通信販売に関する広告(オンラインによる広告を含む)の企画・制作を行うものとします。
2. 加盟店は、通信販売に関わる広告を行うにあたり、以下の事項について表示するものとし、会員の判断に錯誤を与えるおそれのある表示、公序良俗に反する表示は避けるものとします。また、当社から訂正・削除の要請があった場合は直ちにその要請に従うものとします。
 - (1) 加盟店の名称。
 - (2) 加盟店の住所、電話番号(電子商取引においては電子メールアドレスを併記)。
 - (3) 加盟店の責任者名および責任者への連絡方法。
 - (4) 商品等の金額、送料、その他必要とされる料金。
 - (5) 商品等の引渡期間。
 - (6) 代金の支払時期および方法。
 - (7) 商品等の返品・取消に関する説明。
 - (8) 消費者の個人情報保護に関する説明。
 - (9) ホームページサイトにおけるセキュリティに関する説明。

- (10) 電子商取引における送受信データを暗号化し、かつ暗号化している旨の表示を行うこと。ただし、暗号化によりデータの機密性が完全に保持できるなど、消費者に誤解を与える表示をしてはならないものとします。
 - (11) その他、法令等により表示が義務づけられた事項および当社が必要と認める事項。
3. 特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品類及び不当表示防止法その他の関連法令の定めに違反しないものとします。
 4. 加盟店は、商品の送付にかかわる商品発送簿を作成し、運送機関の荷受伝票その他運送の受託を証明する文書等とともに、7年間保管するものとします。
 5. 加盟店は、本契約に基づき取扱う商品等に関する全ての広告において、カードが使用できる旨明示するものとします。

第8条(商品の引渡し・提供・返品)

1. 加盟店は、会員に通信販売を行う場合、速やかに会員の指定する場所へ商品の引渡しおよび提供するものとします。また、商品等の送付・提供の遅延や品切れなどが生じた場合、加盟店は速やかに当該申込会員に連絡を行い、会員に書面をもって送付・提供の時期などを通知するものとします。
2. 加盟店は会員が商品等の送付先として郵便局内私書箱・私設私書箱などの商品等の受領確認が不明確となるおそれのある住所を指定した場合、当該住所に商品等を発送しないものとし、会員に商品等発送ができない旨連絡するものとします。発送した場合は当該通信販売売上代金およびこれによって生じた紛争について加盟店が全責任を負うものとします。
3. 加盟店は、通信販売に係る商品等を複数回に分けてまたは継続的に引渡しもしくは提供する場合において、会員に対して書面をもって引渡し時期もしくは引渡し期間または提供時期もしくは提供期間を通知するものとします。また、この場合において、加盟店の事由により商品等の全部または一部の引渡しまたは提供することが不能または困難となったときは、加盟店は直ちにその旨を会員および当社に連絡するものとします。
4. 加盟店は、会員に販売する全ての商品等について、商品等の到着から2週間以内の期間においては商品等の返品または交換を受け付けるものとし、その旨を販売時点において明記するものとします。ただし、商品等の特性を鑑みて返品または交換を受け付けない場合はあらかじめ当社の承認を得るものとし、当社の承認を得た場合は、販売時点において返品または交換を受け付けない旨を明記するものとします。
5. 加盟店は、会員から商品等の返品があった場合には、当該商品等が返却到着した日を基準日(カード売上日)として申込取消を受け、加盟店規約第19条に従い処理するものとします。

